

平成 17 年 3 月 31 日

各 位

会社名 富士通コンポーネント株式会社
代表者名 代表取締役社長 小野 統造
(コード番号 6719 東証第二部)
問合せ先 常務取締役 望月 晴夫
(TEL 03-5449-7000)

当社株式の監理ポスト割当てに関するお知らせ

当社の株式は、平成 17 年 3 月 31 日の東京証券取引所からの発表にありますとおり、平成 17 年 4 月 1 日から監理ポストに割当てられます。当社は引き続き上場を維持するために、平成 17 年 3 月 2 日に上場維持の適合審査の予備申請を行いました。平成 17 年度中には監理ポスト解除のため、下記のとおり東京証券取引所の審査に適合し、通常ポストに復帰する所存であります。併せて監理ポスト割当てに至った経緯についてお知らせいたします。

記

1. 監理ポスト解除に向けた対応について

上場審査基準の主要な形式基準として、利益が 4 億円以上、純資産額が 10 億円以上等の基準がありますが、平成 17 年 3 月期の当社業績予想につきましては、平成 17 年 1 月 28 日公表しましたとおり、連結経常利益 1,150 百万円、連結税金等調整前当期純利益は 1,120 百万円を見込んでおり、上記の利益基準を満たす見込みであります。

また、既にお知らせいたしておりますとおり、平成 17 年 2 月 21 日の第三者割当増資（優先株式発行）の払込完了により、平成 17 年 3 月期末の連結株主資本は上場審査基準である 10 億円を超える 2,070 百万円を見込んでおり、平成 17 年 3 月期の業績をもって上場維持の適合審査の申請を行う所存です。その後、東京証券取引所による審査が行われ、審査の適否が判断されることとなります。

審査の適否が判明するまでは、当社株式は監理ポストで取り引きされますが、審査に適合していることが確認された後、通常ポストへの復帰となります。

なお、通常ポストへの復帰の時期は、平成 17 年度中を目処としております。

2. 監理ポスト割当てに至った経緯について

当社は、東京証券取引所に上場しておりました株式会社高見澤電機製作所と富士通高見澤コンポーネント株式会社（平成 13 年 10 月長野富士通コンポーネント株式会社へ社名変更）との共同での株式移転により設立した持株会社であり、平成 13 年 9 月 14 日の持株会社設立に伴う上場時から、当社株式は東京証券取引所の規定により「猶予期間」入り銘柄として取り扱われておりました。

「猶予期間」入り銘柄とは、上場会社が実質的な存続会社でないと認定された場合において、東京証券取引所が「猶予期間」入り銘柄として指定し、株式移転の日の属する事業年度末日から起算して3年間は継続上場させるものとし、当該期間中に東京証券取引所の定める「新規上場に準じた審査」に適合すれば、「猶予期間」終了後も継続上場を認める制度であります。

当社は、これまで「猶予期間」入り銘柄の解除に向けて、収益力の強化、市場環境の変化に対応すべく、国内外で抜本的な事業構造改革を推し進めてまいりました。しかしその過程において、前々年度までに計上した損失により、平成16年3月期で4,966百万円の連結債務超過となったことなどから、「猶予期間」入り銘柄を解除するに至りませんでした。

従いまして、本日をもって「猶予期間」が期限を迎えたため、東京証券取引所の規定により、平成17年4月1日より監理ポストに割当てられることとなった次第であります。

なお、監理ポスト期間中であっても、売買取引上の扱いは従来と何ら変わりありません。

株主および取引先の皆様には、この度の監理ポスト割当てについてご心配をおかけし、誠に申し訳ございませんが、ご理解いただくとともに、当社は引き続き上場を維持し、早期に監理ポスト割当てを解除し、通常ポストへ復帰する所存でありますので、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

富士通コンポーネント株式会社総務部総務課
〒141 - 8630 東京都品川区東五反田二丁目3番5号
電話(03)5449 - 7000(代表)

以 上